

仕事と生活の調和推進のための行動指針に定める
数値目標に対応する国の主な施策・事業(平成29年度)

参考資料2

数値目標	事業名	事業内容	府省名
①-1 就業率(20~64歳)	訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング、就職支援実施	求職者を公的職業訓練へあつせんするため、職業訓練関連情報の的確な提供、キャリアコンサルティング等を実施するとともに、訓練修了者の能力・適正を踏まえた就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマン支援を実施。 また、民間委託も活用して公的職業訓練及び専門実践教育訓練の受講希望者に対するキャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援業務を実施。	厚生労働省
	職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実	公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備を実施。	厚生労働省
	若年者等に対する職業キャリアの支援	ジョブ・カード制度、地域若者サポートステーション事業等を実施。	厚生労働省
	フリーター等の正社員化の推進	45歳未満のフリーター等に対して、各種メニューによる一貫した支援の実施。	厚生労働省
	若年者地域連携事業	都道府県が設置するジョブカフェ等にハローワークコーナーを併設し、職業紹介等を実施。	厚生労働省
	若者応援宣言事業	若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援宣言企業」として、積極的にPR等を実施。	厚生労働省
	新卒者等に対する就職支援	新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談、セミナー、就職面接会の開催、職場定着支援等きめ細かな就職支援を実施。	厚生労働省
	マザーズハローワーク事業	子を持つ母等を対象とした総合的な再就職支援事業を実施。	厚生労働省
	トライアル雇用助成金	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試用雇用する事業主に対して支給。	厚生労働省
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(うち60~64歳分)	60~64歳の高齢者を雇い入れた事業主に賃金の一部に相当する額を補助。	厚生労働省
	65歳超雇用推進助成金	高齢者の雇用の推進を図るため、65歳以上への定年の引上げ等や高齢者の雇用環境整備の措置の実施、有期契約の高齢者を無期雇用へ転換を実施する事業主に対して助成。	厚生労働省
	高齢者就業機会確保等事業費	シルバー人材センター事業の運営経費補助及び管理運営等に関する実地調査、相談援助等を実施。	厚生労働省
	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化	①フリーダイヤルの「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平日夜間や休日における相談体制の強化、②労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめたポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報提供、③大学、高校等でのセミナー実施による法令等の情報発信、④大学等のキャリア担当職員等が取り扱う指導用資料等の作成を実施。	厚生労働省
	高齢者スキルアップ・就職促進事業	働く意欲のある高齢者が、経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、必要な能力を習得するための技能講習と就職先企業の開拓、就職が見込まれる分野の企業における職場体験、就職面接会、就職後のフォローアップ等の就職支援を一体的に実施。	厚生労働省
専修学校による地域産業中核的人材養成事業	社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を推進。	文部科学省	
ハローワークの求人情報の民間職業紹介事業者等への提供	民間職業紹介事業者及び地方自治体等に対し、ハローワークの求人情報のオンライン提供を実施。	厚生労働省	
両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成金を支給。	厚生労働省	

数値目標	事業名	事業内容	府省名
①-2 就業率(20~34歳)	訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング、就職支援実施【再掲】	求職者を公的職業訓練へあつせんするため、職業訓練関連情報の的確な提供、キャリアコンサルティング等を実施するとともに、訓練修了者の能力・適正を踏まえた就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマン支援を実施。 また、民間委託も活用して公的職業訓練及び専門実践教育訓練の受講希望者に対するキャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援業務を実施。	厚生労働省
	職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実【再掲】	公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備を実施。	厚生労働省
	若年者等に対する職業キャリアの支援【再掲】	ジョブ・カード制度、地域若者サポートステーション事業等を実施。	厚生労働省
	フリーター等の正社員化の推進【再掲】	45歳未満のフリーター等に対して、各種メニューによる一貫した支援の実施。	厚生労働省
	若年者地域連携事業【再掲】	都道府県が設置するジョブカフェ等にハローワークコーナーを併設し、職業紹介等を実施。	厚生労働省
	若者応援宣言事業【再掲】	若者(35歳未満)のための求人を出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援宣言企業」として、積極的にPR等を実施。	厚生労働省
	新卒者等に対する就職支援【再掲】	新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談、セミナー、就職面接会の開催、職場定着支援等きめ細かな就職支援を実施。	厚生労働省
	マザーズハローワーク事業【再掲】	子を持つ母等を対象とした総合的な再就職支援事業を実施。	厚生労働省
	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化【再掲】	①フリーダイヤルの「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平日夜間や休日における相談体制の強化、②労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめたポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報提供、③大学、高校等でのセミナー実施による法令等の情報発信、④大学等のキャリア担当職員等が取り扱う指導用資料等の作成を実施。	厚生労働省
	トライアル雇用助成金【再掲】	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試用雇用する事業主に対して支給。	厚生労働省
	両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)【再掲】	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成金を支給。	厚生労働省
専修学校による地域産業中核的人材養成事業【再掲】	社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を推進。	文部科学省	
①-3 就業率(25~44歳女性)	訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング、就職支援実施【再掲】	求職者を公的職業訓練へあつせんするため、職業訓練関連情報の的確な提供、キャリアコンサルティング等を実施するとともに、訓練修了者の能力・適正を踏まえた就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマン支援を実施。 また、民間委託も活用して公的職業訓練及び専門実践教育訓練の受講希望者に対するキャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援業務を実施。	厚生労働省
	職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実【再掲】	公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備を実施。	厚生労働省
	若年者等に対する職業キャリアの支援【再掲】	ジョブ・カード制度、地域若者サポートステーション事業等を実施。	厚生労働省
	フリーター等の正社員化の推進【再掲】	45歳未満のフリーター等に対して、各種メニューによる一貫した支援の実施。	厚生労働省
	若年者地域連携事業【再掲】	都道府県が設置するジョブカフェ等にハローワークコーナーを併設し、職業紹介等を実施。	厚生労働省

数値目標	事業名	事業内容	府省名
①-3 (つづき) 就業率(25～44歳女性)	若者応援宣言事業【再掲】	若者(35歳未満)のための求人を出し、若者の採用・育成に積極的にあり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援宣言企業」として、積極的にPR等を実施。	厚生労働省
	マザーズハローワーク事業【再掲】	子を持つ母等を対象とした総合的な再就職支援事業を実施。	厚生労働省
	トライアル雇用助成金【再掲】	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試行雇用する事業主に対して支給。	厚生労働省
	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化【再掲】	①フリーダイヤルの「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平日夜間や休日における相談体制の強化、②労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめたポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報提供、③大学、高校等でのセミナー実施による法令等の情報発信、④大学等のキャリア担当職員等が取り扱う指導用資料等の作成を実施。	厚生労働省
	女性活躍推進事業	「女性の活躍・両立支援総合サイト」を活用した女性の活躍状況の開示促進、均等・両立推進企業表彰の実施、女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援に関する総合的な情報提供等を実施。	厚生労働省
	両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)【再掲】	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成金を支給。	厚生労働省
	専修学校による地域産業中核的人材養成事業【再掲】	社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を推進。	文部科学省
	男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、地方公共団体や男女共同参画センター等の関係機関と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会を開催する。	文部科学省
①-4 就業率(60～64歳)	訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング、就職支援実施【再掲】	求職者を公的職業訓練へあつせんするため、職業訓練関連情報の的確な提供、キャリアコンサルティング等を実施するとともに、訓練修了者の能力・適正を踏まえた就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマン支援を実施。 また、民間委託も活用して公的職業訓練及び専門実践教育訓練の受講希望者に対するキャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード作成支援業務を実施。	厚生労働省
	職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実【再掲】	公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備を実施。	厚生労働省
	トライアル雇用助成金【再掲】	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試行雇用する事業主に対して支給。	厚生労働省
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(うち60～64歳分)【再掲】	60～64歳の高齢者を雇い入れた事業主に賃金の一部に相当する額を補助。	厚生労働省
	65歳超雇用推進助成金(再掲)	高齢者の雇用の推進を図るため、65歳以上への定年の引上げ等や高齢者の雇用環境整備の措置の実施、有期契約の高齢者を無期雇用へ転換を実施する事業主に対して助成。	厚生労働省
	両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)【再掲】	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成金を支給。	厚生労働省
	高齢者スキルアップ・就職促進事業(再掲)	働く意欲のある高齢者が、経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、必要な能力を習得するための技能講習と就職先企業の開拓、就職が見込まれる分野の企業における職場体験、就職面接会、就職後のフォローアップ等の就職支援を一体的に実施。	厚生労働省
	③ フリーターの数	若年者等に対する職業キャリアの支援【再掲】	ジョブ・カード制度、地域若者サポートステーション事業等を実施。
トライアル雇用助成金【再掲】		職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試行雇用する事業主に対して支給。	厚生労働省

数値目標	事業名	事業内容	府省名
③ (つづき) フリーターの数	フリーター等の正社員化の推進【再掲】	45歳未満のフリーター等に対して、各種メニューによる一貫した支援の実施。	厚生労働省
	若年者地域連携事業【再掲】	都道府県が設置するジョブカフェ等にハローワークコーナーを併設し、職業紹介等を実施。	厚生労働省
④ 労働時間等の課題について労使の話し合いの機会を設けている割合	職場意識改善助成金	労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組み、成果を上げた中小企業事業主に対して助成。	厚生労働省
⑤ 週労働時間60時間以上の雇用の割合	職場意識改善助成金【再掲】	労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組み、成果を上げた中小企業事業主に対して助成。	厚生労働省
	国家公務員の労働時間短縮の取組	各府省における超過勤務縮減を始めとしたワークライフバランスの取組を一層推進するため、ポスター等の作成・配布。	内閣官房
⑥ 年次有給休暇取得率	職場意識改善助成金【再掲】	労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組み、成果を上げた中小企業事業主に対して助成。	厚生労働省
	家族の時間づくりプロジェクト	各自治体における学校の諸行事の振替休業日の設定を工夫し、観光振興・地域振興を図る。	国土交通省
⑦ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、ストレス症状を有する労働者に対する面接指導等を行う医師及び保健師等への研修、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施。	厚生労働省
	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、ストレスチェック及び面接指導を行う医師、保健師等に対する研修や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援。	厚生労働省
⑧ 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	キャリアアップ助成金(正社員化コース)	短時間正社員制度を導入し、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合等に助成。	厚生労働省
	パートタイム労働者活躍推進事業	短時間正社員制度導入支援マニュアルの活用、セミナーの開催等を実施。	厚生労働省
	パートタイム労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業	短時間正社員制度導入支援ナビの運営等を実施。	厚生労働省
⑨ 自己啓発を行っている労働者の割合	キャリアコンサルティング普及促進事業	キャリアコンサルティングの普及促進を図るため、企業に対するキャリアコンサルティングの普及促進(セルフ・キャリアドックの導入促進・グッドキャリア企業アワードの実施)、キャリアコンサルティングを担う人材の資質向上を実施。	厚生労働省
	人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)(キャリア形成支援制度導入コース 教育訓練休暇等制度)	職業能力開発に必要な費用の負担や職業能力開発のための休暇、勤務時間の短縮を付与することにより、従業員の自発的な職業能力開発及び向上を促進する制度を導入する事業主に対し、人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)を支給。	厚生労働省
	教育訓練給付金	労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給。	厚生労働省
	専修学校による地域産業中核的人材養成事業【再掲】	社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を推進。	文部科学省
	地域学校協働活動推進事業(外部人材を活用した土曜日の教育支援活動)	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日の体系的・継続的な教育プログラムの実施を通して、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。	文部科学省
	次世代育成支援対策に必要な経費	次世代育成支援対策推進センターにおける事業主に対する相談・援助により、中小企業における一般事業主行動計画の策定・届出を促進するとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を実施。	厚生労働省

数値目標	事業名	事業内容	府省名
⑩ 第1子出産前後の女性の継続就業率	均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)	仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰。	厚生労働省
	育児・介護休業法対策推進費	育児・介護休業法の円滑な施行のため、法の周知・徹底を図るとともに、事業主への啓発、指導等を実施。	厚生労働省
	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業	育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進。	厚生労働省
	両立支援に関する雇用管理改善事業	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、指導及び支援等を実施。 また、両立支援に取り組む企業及び労働者に対しウェブサイトの活用により総合的な情報提供を行いその取組を支援。	厚生労働省
	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)	労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主又は事業主団体に、その費用の一部を助成。	厚生労働省
	両立支援等助成金(育児休業等支援コース)	中小企業事業主が育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者が原職等に復帰したとき及び中小企業事業主が育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得したとき及び原職等に復帰したときに助成金を支給。	厚生労働省
	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に助成。	厚生労働省
	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を実施。	厚生労働省
	ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	研究と出産・育児・介護等との両立や、女性研究者の研究力の向上を図るための取組等を行う大学等を支援。	文部科学省
	特別研究員事業(RPD)	優れた研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰することができるように、研究奨励金を支給し支援。	文部科学省
⑪ 保育等の子育てサービスを提供している数	子どものための教育・保育給付費	子ども・子育て支援法に基づく支給認定を受けた小学校就学前子どもが、特定教育・保育施設等から教育・保育等の提供を受けた場合に、当該特定教育・保育等に要した費用として市町村が支給する施設型給付費等について、国が負担。	内閣府
	待機児童解消加速化プラン	平成25年度から、平成29年度末までにあわせて約50万人分の新たな保育の受け皿確保による待機児童解消を目指し、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修に要する費用の一部を補助。	厚生労働省
	放課後児童健全育成事業	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る放課後児童クラブの運営のために必要な経費の補助。	厚生労働省
⑫ 男性の育児休業取得率	男性の育児休業の取得促進	育児休業取得等、男性の仕事と育児の両立を支援する企業や管理職の表彰等を通じて労務管理の好事例を普及するほか、企業向け研修資料の作成や啓発セミナーの開催、労務管理に係るパンフレットや一般向けリーフレットの作成、ウェブサイトの運営等、イクメンプロジェクトの活動を通じて男性の育児休業取得を促進。	厚生労働省
	次世代育成支援対策に必要な経費【再掲】	次世代育成支援対策推進センターにおける事業主に対する相談・援助により、中小企業における一般事業主行動計画の策定・届出を促進するとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を実施。	厚生労働省
	均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)【再掲】	仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰。	厚生労働省
	育児・介護休業法対策推進費【再掲】	育児・介護休業法の円滑な施行のため、法の周知・徹底を図るとともに、事業主への啓発、指導等を実施。	厚生労働省

数値目標	事業名	事業内容	府省名
⑫ (つづき) 男性の育児休業取得率	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業【再掲】	育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進。	厚生労働省
	両立支援に関する雇用管理改善事業【再掲】	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、指導及び支援等を実施。 また、両立支援に取り組む企業及び労働者に対しウェブサイトの活用により総合的な情報提供を行いその取組を支援。	厚生労働省
	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)【再掲】	労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主又は事業主団体に、その費用の一部を助成。	厚生労働省
	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業【再掲】	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を実施。	厚生労働省
	両立支援等助成金(育児休業等支援コース)【再掲】	中小企業事業主が育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者が原職等に復帰したとき及び中小企業事業主が育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得したとき及び原職等に復帰したときに助成金を支給。	厚生労働省
	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)【再掲】	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に助成。	厚生労働省
	男性国家公務員の育児休業等の取得促進	男性職員の育児休業等の取得を促進するためハンドブック等の作成・配布。	内閣官房
⑬ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	男性の育児休業の取得促進【再掲】	育児休業取得等、男性の仕事と育児の両立を支援する企業や管理職の表彰等を通じて労務管理の好事例を普及するほか、企業向け研修資料の作成や啓発セミナーの開催、労務管理に係るパンフレットや一般向けリーフレットの作成、ウェブサイトの運営等、イクメンプロジェクトの活動を通じて男性の育児休業取得を促進。	厚生労働省
	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)【再掲】	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に助成。	厚生労働省
	子供の生活習慣づくり支援事業	子供の基本的な生活習慣づくりに関して、社会全体の問題として理解や取組を促進するため、全国的な普及啓発を実施。	文部科学省
	地域における家庭教育支援総合推進事業	地方公共団体が実施する家庭教育支援に資する事業に対する補助を実施。	文部科学省
	体験活動推進プロジェクト等の充実	青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへの普及啓発、企業CSRシンポジウム、体験活動等の評価・顕彰制度に関する調査研究等を実施する。 また、地域において家庭・学校・青少年関係団体、NPO等をネットワーク化し、自然体験活動等に関する相互の活動情報の交換や事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」の形成を支援。	文部科学省
(参考)在宅型テレワーカーの数	ふるさとテレワーク推進事業(地域情報化の推進(本省)の一部を含む)	地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進するふるさとテレワークを推進するため、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対する補助事業等を実施する。また、一億総活躍社会の実現に向けて、ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報の実施など、企業等におけるテレワークの導入支援を行う。	総務省
	テレワークの普及推進	テレワークの実施状況、課題等の把握のため、テレワーク従事者の事態把握をおこなう。 テレワークの先進事例を収集・分析(成立要因、運営方式、他拠点との差異等)し、テレワーク展開拠点(テレワークセンター)の普及促進方策について検討する。	国土交通省
	テレワーク普及促進対策	テレワーク相談センター事業、テレワーク・セミナー事業、先進的企業等に対する表彰の実施、シンポジウムの開催、テレワーク導入経費の助成、サテライトオフィスの活用に関するモデル事業等を実施。	厚生労働省